

議事の運営について

本検討会の議事の運営については、以下のとおりとする。ただし、特別の事情がある場合は座長の判断で非公開とすることができるものとする。

1. 議事は、公開とする。
2. 配布資料は、資料提供者と相談して公開の範囲を決定する。
3. 議事要旨については、原則として公開する。